

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第6回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（UCL）
提 出 書 面 平成26年4月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月1日～同月30日） 平成25年9月23日より ロンドン大学（UCL）法律学修士課程（LL.M.）		
キーワード欄		
・生活面及び学習面		
・ハイコートの [] との面会		
・シティロースクールの [] との面会		
・英日法曹家協会への参加		

平成26年4月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事補

國 原 徳 太 郎

報 告 書

1. 生活面及び学習面

先月末で大学院の授業がそれぞれ終了し、現在、5月から6月にかけて実施される試験に向けて準備をしているところである。英国においては、論文を作成するときのみならず試験の回答に際しても出典の明示が要求されるため、試験の準備に当たり、判例の名前、学説提唱者の名前をも予め頭に入れておく必要がある。

この判例名は、大陸法と異なり、原告及び被告の名前で特定されているが、これが大陸法出身者によるコモンローの勉強を困難にする由縁となっている。というのも、ロンドンの裁判所には世界各国から当事者が集まってきており、実に様々な種類の名前が登場するためである。その名前を覚えるのも一苦勞であるが、法廷傍聴に行った際、バリスターが淀みなく判例名を挙げて答弁をしているのを見たことがあり、コモンローの法曹にとっては当然の作業のようであった。

2. ハイコートの [] との面会

ハイコートの [] のお誘いで再びお会いする機会を頂き、英国の特許裁判所における専門訴訟の対応方法等について詳細な話を頂戴した。

(1) 事件配点の柔軟性

多くの国では、一定のルールの下ランダムに事件を配点していると思われるが、英国の許裁判所では事件の複雑性に応じて裁判官ごとに割り振っている。

例えば、特許裁判所の場合、特許事件の経験豊富な裁判官2名、経験が浅い裁判官複数名で構成されており、事案の複雑性に応じて事件を5段階のレベルに分け、レベルの高い難しい事件は前者に割り振られ、レベルの低い事件は後者に割り振られる。このレベルを付すのは原則として当事者である。他の事件においても、例えば年金法に係る複雑な争点を含む事案の場合には、年金法に詳しい裁判官に配点されることがある。

(2) 専門家の活用方法

英国の民事訴訟規則には、事案の技術的知識を説明するための裁判所補佐人を裁判所が選任することができると定められている。しかしながら、特許裁判所がこれを選任することは皆無である（20数年の間で経験したのは数件程度のみとのこと）。その背景には、上記のとおり専門化された裁判官の存在があるようである。

(3) Part time judge の活用

英国の裁判所では、パートタイムで働く裁判官を活用し、事件の繁忙度に対応することとしている。パートタイムの裁判官は日当が支払われ、年間30日などの形態で勤務することとなる。場合によっては、ハイコートの裁判官が控訴裁判所のパートタイムの裁判官として働くこともある。これにより、柔軟な対応が可能となる。

話を伺って、英国では、日本との制度上の違いがあるものの、全体としてその場その場に応じた柔軟な対応をしており、非常に興味深かった。

3. シティロースクールの [redacted] との面会

[redacted] は、法廷弁護士かつ民事訴訟法の学者であり、シティロースクールの法曹職業訓練コース（法廷弁護士になるための必修コース）のコースディレクターを務めている。

以前法廷傍聴をした際、弁論技術の高い法廷弁護士を何人も目の当たりにしたことを契機として、英国の法曹教育に興味を持った。そこで、以前お会いしたこ

とのある [REDACTED] から話を伺うこととした。

- (1) 英国で法廷弁護士になるためには、3つのステップを経る必要がある。まずは大学での3年間の教育、次に1年間（法学部以外の卒業生は2年間）の法曹職業訓練コース、最後に法廷弁護士事務所での1年間の職業訓練である。ロースクールが担当するのは、この2番目のステップである。

したがって、教育内容としては、日本でいうところの法科大学院と司法研修所の中間的な位置づけである。

- (2) 授業の構成と内容

法曹職業訓練コースの授業の構成は、訴訟、弁護、文章作成技術、交渉である。いずれもケーススタディーに力点が置かれている。例えば、弁護の授業では、事務弁護士から実際に受領した証拠（写真、領収書及び当事者の陳述書）を下にして、法的争点を検討した上で、訴状や準備書面を作成し、それぞれ提出させた上で、授業でフィードバックをする。

文書作成技術の授業では、法曹としての文書の作成方法を、フィードバックをしながら伝えていく。交渉の授業では、実際のケースを下にして、少人数のグループを作成させ、実際に交渉の練習をさせるとのことであった。

特に目新しかったのは、文書の作成や交渉の方法など、日本ではオンザジョブで習得するような実践的な内容も教えられている点であった。教授によると、実務的実践的な内容を教えるにあたり大事な点は、単に戦術戦略を教えるのではなく、法曹として守るべき倫理や考え方も伝えていくことであるとのことであった。さらに、授業中には、法律の議論をする機会が多く設けられていた。こうした準備をした上で、さらに1年間の法廷弁護士での修習を経ることで、自信をもって法廷に臨めるようになるようである。

日本の法曹教育において、実務と理論を架橋する方法として、非常に参考になるものであった。

- (4) その他民事訴訟制度について

その他、[REDACTED]から民事訴訟制度についてお話を伺った。

例えば、英国では、理由のない訴訟を繰り返し提起する当事者に対する対応方法が規定されており（Civil Procedure Rules 14.51～）、裁判所が濫訴をする当事者と認定した場合には、訴訟の提起に際して裁判所の許可が必要になる。ドラスティックな制度であり、特に司法アクセスへの権利（欧州人権法6条）との関係で問題となるが、裁判所の許可を得ることにより訴訟提起の道が残されていることから、同権利を侵害するものではないと捉えられているようである。

4. 英日法曹家協会への参加

英日法曹家協会は、英国と日本の法曹家が交流する場である。参加した英国の法曹家は、日本の制度及び日本と英国の制度上の相違などに興味を持っており、例えば大学院で学んだ比較契約法の話を変えつつ、日本の民法を紹介したところ、非常に興味深いとの感想を頂いた。

英国の法曹家と話していて感じたことは、専門化が進んでいるということである。例えば、ある法曹家は、情報・プライバシー関連法の専門であり、英国のみならず、アメリカ、ヨーロッパ諸国、そして日本の個人情報保護法など、世界各国の関連制度に通暁していた。国際化が進む今日、日本にもさらに専門化と多様化が進むことが想像された。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第7回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所屬庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（UCL）
提 出 書 面 平成26年5月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月1日～同月31日） 平成25年9月23日より ロンドン大学（UCL）法律学修士課程（LL.M.）		
キーワード欄		
・ 学習面		
・ ADR		

平成26年5月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事補

國 原 徳 太 郎

報 告 書

1. 学習状況

大学院の講義はいずれも終了しており、5月初旬から順次試験が実施され、6月初旬まで続く予定である。5月中は試験の準備と受験に追われていた。

法律コースの試験は、いずれも3時間の論述問題で、複数の問題の中から3問を選んで回答するという形式である。そのため、すべてを万遍なく復習する必要はなく、自分が興味を持った箇所を抽出して準備をすることができる。その反面、特定のトピックについては、多くの論文や判例を参考にしつつ、深く掘り下げて準備をする必要がある。そのため、興味深く試験勉強を進めることができるものの、試験の負担は日本の場合に比べて相当程度重いと感じた。

試験の勉強方法は、基本的には自学自習であるが、例えば取扱い対象となる判例が多い科目 (International Commercial Litigation) などでは、10数人の学生と勉強会を開催し、判例を纏めて整理するなどした。その際、大陸法国の出身者とコモンローの出身者との間、そして各国の出身者との間で、考え方の相違が垣間見えて興味深かった (例えば、契約法における約因 (consideration) について、コモンローの国出身の人は、約因は契約の確実性及び明確性を担保しており、この概念が存在するコモンローの方が優れていると述べたのに対し、大陸法国出身の人は、約因はとても奇妙で分かりにくい制度であり、この概念がコモンロー

の価値を下げていと述べていた。)。現在、CISG など国際的な法律の調和を目指す作業においても、コモンローと大陸法が対立する場面がいくつか見られるが、概ね勉強会の場において双方の立場の意見を聞くことができて参考になった。

2. ADR

英国では、紛争解決手段の一環として ADR (Alternative Dispute Resolution) を活用している。ここでいう ADR は、裁判所以外的手段による紛争解決手段すべてを指しており、調停や仲裁に限らず、当事者間の交渉による和解なども含んでいる。英国では、1990年の民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules) の大改正に際し、ADR を促進することとし、①訴訟の審理前の段階では、当事者間で和解をするよう努力することとされ、②訴訟審理中、裁判所は当事者に対して訴訟以外での和解をするよう訴訟指揮を通じて促進することとし (判例上、裁判所は当事者に対して和解の強制を命じることができる。)、さらに、③上記の過程における当事者の態度は、訴訟費用の負担に反映されることとなり、和解を拒絶した場合には、訴訟の帰趨に関係なく訴訟費用の負担を命じられる可能性があることから、当事者に対して和解による解決に対する経済的インセンティブ与えることとした (なお、当該訴訟費用には弁護士費用が含まれており、日本に比べて非常に高額であるため、強力なインセンティブとなる。))。

この改正の目的及び方向性については、実務家及び学者の間で様々な議論を呼び起こしている。[] は、ADR の促進により、公正な裁判を受ける権利 (欧州人権条約 6 条) の一環としての司法アクセスが改善されるとしている。すなわち、ADR を促進することにより、裁判所の希少な資源がこれを真に必要としている訴訟にのみ集中されることとなり、裁判所の資源を適正に配分できることとなり、効率的な司法アクセスの改善を図ることができるとしている。これに対し、[] やニューバーガー卿 (Lord Neuberger) は、当該政策は、結局のところ紛争を裁判所から引き離しているだけにすぎないとする。すなわち、ADR は実体的審理をする場ではないため、ADR の促進は、紛争を裁判所から排除して

いるにすぎず、司法アクセスの改善及び実体的正義へのアクセスを悪化させる方向に働くものであるとする。このことは、判例法を採用するコモンローでは特に問題である。裁判所は、単に個別的な紛争を解決する機能を担っているだけではなく、社会全体としての公的な利益、例えば、法律の発展、明確化、これを通じた裁判所に対する信頼性の確保などの機能をも担っている。ADR は裁判所の手続にある種依存した存在にすぎず、これらの裁判所の機能なくして存立することはできない。このような機能を見捨てた過度な ADR の促進は、司法制度の社会的価値を下げることになり、司法アクセスの改善においても負の効果をもたらす、とする。

このように、英国では、和解を含む ADR を強く促進する動きがあるとともに、それに対する目的と方向性の再考を促す議論が提起されている。ADR の促進のあり方について一つのモデルを提供するとともに、理論的側面に加えてデータを用いた深い議論をしている。近年における日本における紛争解決手段としての ADR と裁判所のあり方を考える上で大いに参考になると思われた。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第8回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（UCL）
提 出 書 面 平成26年6月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月1日～同月30日） 平成25年9月23日より ロンドン大学（UCL）法律学修士課程（LL.M.）		
キーワード欄		
・ 学習状況		
・ 国際司法裁判所		
・ 国際刑事裁判所		

平成26年6月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事補

國 原 徳 太 郎

報 告 書

1. 学習状況

5月初旬から実施されていた試験が6月初旬に終了し、その後、ディサテーションの執筆作業に入った。

最後に受験した科目は、国際商事訴訟 (International Commercial Litigation) であった。これは、国際的な管轄の問題や法の適用などを取り扱うものである。この科目で特に印象的だったのは、特に専属的管轄合意の取扱いについて、英国法の優位性が欧州における条約によって弱められていると捉えられている点であった。英国は、従来より、国際的な紛争解決センターとして機能することを指向しており、当事者が英国の裁判所を対象とする専属的管轄合意をした場合、その実効性を確保するための様々な対抗手段を用意していた。しかしながら、欧州連合における裁判所の管轄に関する規定を統一する目的で、ブラッセル条約 (Brussels I Regulation) が制定され、これに関する欧州司法裁判所の一連の裁判例が出された結果、英国における対抗手段が否定された上、英国の専属的管轄合意をした場合であっても、他国の裁判所はその合意の有効性などを審査することができるとされたため、英国の紛争解決センターとしての機能が弱まる結果をもたらすこととなった (現在、ブラッセル条約の上記裁判例は、条約改正により一部変更されることとなった。)。

このように、英国が、当事者に管轄として選択されることを指向するという視点を有しており、非常に興味深いものであった。

2. 国際司法裁判所

国際司法裁判所は、国境紛争など国家間の紛争を解決する機関である。6月26日、他の欧州派遣裁判官と共に、オランダのハーグに所在する国際司法裁判所を訪問した。最初に、同裁判所の職員の方に、平和宮と呼ばれる同裁判所の建物を案内して頂き、その後、同裁判所の日本人の裁判官である小和田恆判事から話を伺った。

その内容は、大要次のとおりである。

従来、国内法と国際法は、二元論の下で、国際法が国家間の関係を規律し、国内法が国内の関係を規律するものであると言われてきた。しかしながら、グローバル化が進展し、国と国とが互いに対立するのではなく、お互いに共存し合う関係に変化すると、二国間の付き合いが、従来のように政府同士のみでなく、それぞれの国に属する人同士でも行われるようになった。そして、人と人を規律する法原理は、国際法と国内法でそれほど相違しないものであり、国際法の領域が急速に拡大することにより、国際法と国内法が内容面で重複し、国際法が国内法の適用範囲に影響するようになった。すなわち、国際法と国内法が相互に関係しあうようになったのである。

両者の接触の結果、国家間の国内法体系が相互に抵触するという問題が生じるようになった。例えば、A国の婚姻がB国で有効とされるためには、挙行国での婚姻が認められることが原則とされており、その結果、相互の抵触が生じ得るようになる。この現象が国際法にまで拡大するようになり、従来のような内政不干渉のままでは対処できなくなってきた。

このような事態が生じた場合、いかにして調和を図るか。以前は各国が独自に相互類似の法律を制定するという方法が採用されていた。しかし最近では、人権規約（B規約）や人種差別撤廃条約など、国家間で法規そのものを共通にする傾

向がある。その結果、国際法秩序が国内法秩序に取り入れられることとなった。

しかしながら、実体法として国内法秩序に取り入れられた国際法も、裁判規範として適用されない限り、意味が存しない。この点、日本国憲法98条2項は、「…条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とするが、このうち「確立された国際法規」とは何かが明らかではない。また、「誠実に遵守」するとの規定からは、国際条約が国内法に対して優位性を有するか否かが明らかではない（同様の問題は、例えば合衆国憲法にも存在する。）。

具体的には、以下のような場面で抵触が生じる。例えば、安全保障理事会による制裁決議。以前はこの制裁は国を対象とするものであったが、今では財産の差押えなど、特定の人を対象とすることがある。そして、同決議の場合、国際連合憲章25条の規定により、条約のときと異なり、同条約に参加していなくとも同決議による拘束を受けることとなるから、少なくとも実質的には財産権の侵害などの抵触の問題が生じ得る（カディ事件（欧州司法裁判所2008・9・3大法廷判決参照）。また、国際刑事裁判所におけるアベナ事件では、被告らは自身を守る権利を知らされず、死刑とそうでない刑との違いも理解することができず、判決を受けていたことが問題となったが、この問題は日本でも起こりうるものである。

以上にかんがみれば、裁判官としての職業的な必要性として、国際法の知識が求められているといえるであろう。

3. 国際刑事裁判所

国際刑事裁判所は、個人の国際犯罪を取り扱う常設の国際裁判所である。6月27日、他の欧州派遣裁判官と共に、オランダのハーグに所在する国際刑事裁判所を訪問した。最初に、概要の説明を受けた後、法廷を見学し、その後、検察局法律顧問部門の[REDACTED] 書記局渉外部門の[REDACTED]、そして尾崎久仁子判事の法務官を務める[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]から、それぞれの職務に関する話を伺い、質疑応答などをした。その後、尾崎判事や山口法務官補と懇親会で話を伺った。その概要は以下のとおりである。

国際司法裁判所の特徴は、常設機関であること、捜査の対象に限定がないこと、補完的な存在であること、武力を有せず関係国の協力が必要であることの4つが挙げられる。捜査の開始は、国からの付託、安全保障理事会からの付託及び独自の捜査開始の3つの方法が存在し、犯罪の種類、発生時期及び発生地を考慮して決定される。その際、補完性（当該国が捜査をしているか、それが実効性を伴うかを審査し、実効性のある捜査がされていないと判断された場合に初めて検察局が捜査を開始するという原則）や深刻性などを含む受理許容性も併せて考慮される（以上 [REDACTED]）。

訴訟手続においては、書面の電子化が進んでおり、基本的に書面提出は電子データで実施されている。また、被告人には希望に応じて通訳人を付することができ、その発言内容は逐一各裁判官及び当事者のディスプレイに表示される。なお、人数の少ない言語や文字が存在しない言語の場合には、上記の作業が難航することが多い。通訳の妥当性については、当事者から異議を述べる方法で対応している。

国際司法裁判所の書記局の組織は、改善の余地があり、顧客中心のサービスを提供するためにも、各スタッフ同士のコミュニケーションをより促進すべきであろう（以上 [REDACTED]）。

刑事手続における訴訟進行の方法は、コモンロー国における当事者対抗主義と大陸法系における職権主義に二分することが可能であるが、国際司法裁判所の訴訟進行は、両者を融合しつつも、前者により近い形を採用している。取り扱う事件の性質上、政治的な要素を有するものも少なくないが、判断に際しては、当然ながら政治的な考慮はせず、事実的側面及び法的側面に特化している（[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]）。

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
國 原 徳 太 郎	東京地方裁判所 判事補	英国 ロンドン大学（UCL）
提 出 書 面		
平成26年8月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月1日～同月31日）		
平成26年7月1日より ロンドン大学（UCL）法律学修士課程（LL.M.）		
キーワード欄 ・ ロンドン大学（UCL）修士論文執筆 ・ 知的財産事業裁判所裁判官との面会 ・ ロイズ訪問 ・ 刑事裁判傍聴		

平成26年8月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ロンドン大学(UCL))

東京地方裁判所 判事補 國 原 徳 太 郎

報告書簡(第9回)

平成26年7月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 ロンドン大学(UCL)修士論文執筆

先月、すべての試験を受け終わり、現在、修士論文の執筆に取り組んでいる。
タイトルは、信義誠実の原則についてであり、昨年、英国の高等法院(High Court)で出された判決を基礎として、判例及び学説の整理を進め、併せて他国の制度との比較の材料を整理しているところである。

第2 知的財産事業裁判所裁判官との面会

7月初旬、高等法院(High Court)の裁判官の紹介により、知的財産事業裁判所(Intellectual Property Enterprise Court: IPEC)を訪問し、
と面会した。

知的財産事業裁判所は、昨年10月1日に特許県裁判所(Patent County Court: PCC)が名称変更及び組織再編して成立した新しい裁判所である。英国では、特許訴訟は従来の特許訴訟について、他国と比較して訴訟の審理が遅れていること、訴訟費用が高騰することなどの批判を受けていたことから、これに対応すべく、組織の再編及び手続の見直しをしたものである(UKIPO: The Government Response to the Hargreaves Review of Intellectual Property and Growth)。

迅速性を重視した審理が特徴であり、トライアルが2日で終わること、費用が高騰せず

予測可能性が高いことなど、利用者の便もよく、現地の弁護士の評判もよいようである。また、①ディスクロージャー制度がないこと、②争点整理段階において、主張を積極的に整理し、無駄な主張を排斥することなど、日本を含む大陸法の訴訟手続に類似した訴訟審理を行っており、参考にする価値の高い制度と思われることから、今後も研究を進めたいと考えている。

第3 ロイズ訪問

7月中旬、英国の事務弁護士（Solicitor）の紹介により、世界の保険市場の中心であるロイズ（Lloyds）を訪問し、その歴史や契約交渉の実務について説明を受けた。

第4 刑事裁判傍聴

7月下旬、刑事裁判を傍聴すべく、午前中にメルルボーン治安判事裁判所（Marplebone Magistrate's Court）を、午後に英国最大規模のスネアーズブルック刑事法院（Snaresbrook Crown Court）を訪問した。

治安判事裁判所では、略式手続を中心とする6件の事件（窃盗、無免許営業等）を傍聴した。いずれも自白事件であったこともあり、簡素で迅速であった。短いものは1分、長いものは10数分程度で審理を終え、直ちに判決が言い渡された。また、柔軟な審理手続を採っており、一つの事件で証人の到着の遅れた際、待ち時間を利用して別の事件を審理するなどしていた。さらに、罰金の分割払いの方法及びその回数についても、判決言渡しの際に直接被告人と交渉し、その場で直ちに決定していたのが興味深かった。

刑事法院では、陪審員裁判の各種手続（選任後の最初の手続、トライアル及び判決言渡し）を傍聴した。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（UCL）
提 出 書 面 平成26年9月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月1日～同月31日） 平成26年8月1日より ロンドン大学（UCL）法律学修士課程（LL.M.）		
キーワード欄 ・生活面 ・ロンドン大学（UCL）修士論文執筆		

平成26年9月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ロンドン大学(UCL))

東京地方裁判所 判事補 國 原 徳 太 郎

報告書簡(第10回)

平成26年8月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 生活面

8月上旬、滞在許可証の延長申請をし、その承認を受けた。

第2 ロンドン大学(UCL)修士論文

今月はそのほとんどを修士論文の執筆に費やした。文献の調査や議論を重ねた上で、月末にこれを完成させた。

修士論文の最終的なタイトルは、「英国法は信義誠実の原則を導入すべきか否か——転換点としてのヤムセン判決」である。英国では、従来から一貫して、契約のいずれの段階(交渉、履行及び執行)においても信義誠実の原則の存在を否定し、その代わりに、個別の既存の法理(不実表示、不当利得又は黙示的条項等)を用いて不誠実な行動に対応してきた。英国法がこのような否定的な態度を採用している理由は、①同原則は、個人が自己の利益を最大化しようとする行為を抑制するものであり、当事者の合意に対する裁判所からの過度な介入を招き、英国法の個人主義ないし自由放任主義に反する、②英国法は、原理原則に即して事件を解決するのではなく、個別具体的な事案に応じて既存の法理を適用するというアプローチを伝統的に採用してきたところ、同原則はこの伝統に反する、③同原則は、その意義が不明確であり、英国法が重視する

確実性を損なう、というものである。

ところが、昨年、契約当事者が履行段階における信義誠実義務を負うか否かが争点となった事案において、黙示的条項に基づく信義誠実義務を負うとした判決が出されたことから (Yam Seng Pte v International Trade Corporation Ltd [2013] EWHC 111 (QB)。ヤムセン判決)、その判例の射程が問題となった(ただし、学者及び法律家での議論は十分にはなされていない。)。英国法に信義誠実の原則を導入するものであるという考え方もあるが、黙示的条項という手法を用いていることなどに照らすと、従来の既存法理の活用というアプローチの枠組みの中で判示されたものにすぎず、同原則を導入するものとはいえないと解される。

それでは、これを契機として、英国法は信義誠実の原則を導入すべきか。

ヤムセン判決が議論の出発点としていたのは、信義誠実の原則の採用を肯定する国際的な潮流である。例えば、大陸法及び契約法の調和を図る国際法規は、これを契約法の基本的な原則と位置付けてきた。また、英国以外のコモン・ロー諸国でも、近年、同原則を受容する方向に向かっていった。米国では、依然として交渉段階における同原則の存在は否定されているものの、履行段階においては同原則の適用を受けるとされている。オーストラリアにおいても、同原則に好意的な判決が出されている。このような傾向を踏まえると、英国法も、少なくとも履行段階における同原則の導入を検討せざるを得ない状況に置かれているものと思われる。

英国における信義誠実の原則の導入に対する否定意見の正当化根拠は、いずれも主に契約交渉段階に向けられたものである。すなわち、ポズナー判事の指摘するとおり、契約締結後の段階においては、自由市場における自己利益追求の要請は弱まり、信義誠実の原則も契約条項等を踏まえて解釈されることによって不確実性が弱まる。

したがって、英国法も、少なくとも履行段階における信義誠実の原則の導入

を検討すべきであろう。

この修士論文においては、イギリスの判例の流れを踏まえつつ、各国の法制度及び国際私法を調査比較し、判例で示された理論を中心としながら検討を進めた。その結果、制度上全く異なる原理原則を採用しているにもかかわらず、判例の具体的結論には大きな相違がないことが分かり、各国制度を参照する際には、その判例を含めた具体的な適用をも同時に検討し、その上で理論的背景を追求することが求められる。また、英国で特に重視されている個人主義の原則との関係で、裁判所が当事者の合意内容をどのように取り扱うか、文言と文脈をどのような関係で重視するか、比較法的視座に立った軸を形成することができた。

日本の制度との比較においても、信義誠実の原則の適用場面（どのような場面で同原則を適用するか、それとも事実認定の問題とするか）、債権法改正による変化の影響など、裁判における具体的事件の適用方法、裁判例の体系的整理、債権法改正との関係など、多くの場面において示唆を受けることができ、非常に有意義であった。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第11回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（LSE）
提 出 書 面 平成26年10月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～同月30日） 平成26年9月1日～同月28日まで ロンドン大学（UCL）法律学修士課程 平成26年9月29日～同月30日まで ロンドン大学（LSE）法律学修士課程		
キーワード欄 ・生活状況等 ・入学登録 ・法曹実務家との意見交換等		

平成26年10月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ロンドン大学(LSE))

東京地方裁判所 判事補 國 原 徳 太 郎

報告書簡(第11回)

平成26年9月1日～同月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 生活状況

平成26年9月18日、スコットランドにおいて、独立に関する住民投票が実施された。ロンドンでも多くのメディアが関心を寄せており、選挙前は連日ニュースのトップで報道されていた。ロンドン在住者においては、経済に悪影響を及ぼす等として独立に否定的な意見を聞くことが多かったが、スコットランドの文化的歴史的背景に理解を示す意見もあった。

第2 入学登録

平成26年9月29日、2年目の留学先であるロンドン大学(LSE)で入学登録を行った。科目選択や諸手続に関する1週間のオリエンテーション期間の後、翌週から授業が開始される予定である。

その際、イントロダクションとして、英国の司法制度に関する概略やEU法と英国法との関係について講義を受け、英国法とEU法の相互関係について理解を深めることができた。

第3 法曹実務家との意見交換等

1年目の大学院で学んだ各科目に加え、英国の知的財産法、労働法、財産法、不法行為法などの基礎科目について研究した。また、これらの研究に加え、以

下のようなセミナーに出席するなどして、法曹実務家との意見交換をするなどした。

1 法務セミナー

9月下旬、ロンドンにおいて、英国で法律実務に携わるソリシターや法律実務家を中心とした法務セミナーに出席し、欧州での契約実務や労務管理などについて話を伺った。

2 知的財産権に係るセミナー

9月中旬、ロンドンのジェトロにおいて、世界税関機構及び欧州共同体商標意匠庁の職員から、知的財産権を侵害する模倣品に対する対応についてのセミナーに出席した。このセミナーでは、模倣品の取締りのプロセスや途上国における取締能力の構築方法、情報の共有方法について伺うことができ、知的財産権を巡る訴訟に至る過程についての背景事情を知ることができた。

3 陪審員経験者とのインタビュー

9月中旬、刑事事件における陪審員経験者から話を伺った。

4 レセプションへの出席

9月下旬、ソリシター（事務弁護士）の紹介により、ロンドンのバルティック海運取引所において、海運に携わる実務家を対象としたレセプションに出席した。出席者は、バリスター（法廷弁護士）やソリシター、ミディエーター（仲裁人）、保険会社や海運会社の代表者等であった。英国は伝統的に海運分野に強い国であり、海運に係る訴訟や法律実務について話を伺うことができた。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第12回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（LSE）
提 出 書 面 平成26年11月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～同月31日） 平成26年10月1日～同月31日まで ロンドン大学（LSE）法律学修士課程		
キーワード欄 ・生活状況等 ・入学登録 ・法曹実務家との意見交換等		

平成26年11月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(英国・ロンドン大学 (LSE))

東京地方裁判所 判事補 國 原 徳 太 郎

報告書簡 (第12回)

平成26年10月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 学習状況

現在在籍しているLSEのキャンパスは、ロンドンの法曹関係の施設が密集する地域に位置している。隣には王立裁判所 (Royal Court of Justice) , 4つの法曹院の1つであるリンカーンイン (Lincoln Inn) , バリスターの養成所であるロースクール等が存在するため、法廷の傍聴や法曹教育の現場を拝見するのに適した環境となっている。

全体の生徒数は260人ほどであるが、選択可能な科目が100近く存在する上、各クラスには受講者数の上限が設定されているため、10数名程度の比較的少人数で受講できるものも少なくなく、他の生徒との活発な議論の機会が与えられている。

以下、今月上旬から開始された授業について概観する。

1 紛争解決の法と理論 (Law and Theory of Dispute Resolution)

これは、裁判所による紛争解決と代替的紛争解決の長所、短所をそれぞれ比較し、よりよい紛争解決を模索する授業である。ケーススタディーを重視しており、例えば、3、4名ずつのグループに分かれ、特定のケースについ

て、まず互いに交渉を実施し、次に1名の裁判官を入れて交渉した上で判決を出し、最後に仲裁者を入れて交渉して仲裁案を考え、最後にこれらの経験を踏まえて直接交渉と第三者を入れた紛争解決の相違点、裁判及び仲裁の相互比較などを議論した。このように、理論と実践を架橋するべく工夫が施されており、大変興味深かった。

2 国際紛争解決と裁判所 (International Dispute Resolution: Courts and Tribunals)

この授業は、国際司法裁判所や欧州司法裁判所などの裁判所の仕組み、管轄の問題などを議論するとともに、主要な裁判機関が抱える問題点について、実際にその機関の担当者呼んで議論するというものである。世界中の各種裁判機関を対象としており、実務家の経験も聞くことができるため、興味が惹かれる授業であった。

3 金融法 (Financial Law)

これは、単純なローンから複雑な金融取引（シンジケートローン、デリバティブ）について、リスクの移転という観点から、理解しやすい形で把握することを試みる授業である。金融法分野において、法の国際的調和をも模索している。研究対象である複雑な金融取引を巡る訴訟とも密接に関連するものであり、興味深いものであった。

4 企業金融法 (Law of Corporate Finance)

この授業は、企業金融の観点から、債権や株式などの資金調達の方法について検討するとともに、比較会社法の観点からドイツなどの法制度と国際比較をするものである。

第2 パネルディスカッションへの出席

10月15日、知人の紹介により、イギリスのソリシター協会 (Law Society) が主催したパネルディスカッション「忘れられる権利 (Right to be forgotten) について」に出席した。参加者は、情報保護法に精通したバリスターの

ほか、報道関係会社の法務部門出身者など、多様な顔ぶれであった。同権利は、主に検索サイト運営会社に対する検索結果の削除請求という形で具体化されているところ、本年5月、欧州司法裁判所が、当該権利を認める判決を出し、その後、これに関連する議論が活発化しているようである。当該パネルディスカッションにおいては、表現の自由や知る権利との関係が問題とされており、その中で、直近に出された日本の裁判例などにも言及されていたのが興味深かった。

第3 法律事務所の訪問

10月13日、知人の紹介により、イギリスの大規模事務所の1つであるフレッシュフィールドズ (Fresh Fields) を訪問し、新人弁護士に対する教育、研修の方法について説明を受けた。当該事務所は、全体の4割以上の弁護士が法学部以外の学部出身者であることから、新人弁護士をどのように育てるかというのが一つの重要な課題となっており、オンザジョブを中心としつつ本人の特性を伸ばすことに力を入れていた。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第13回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（LSE）
提 出 書 面 平成26年12月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月1日～同月30日） 平成26年11月1日～同月30日まで ロンドン大学（LSE）法律学修士課程		
キーワード欄 ・ 学習状況等 ・ 法曹のレセプション ・ 司法アクセスに関するパネルディスカッション ・ 英国首席裁判官による講演会 ・ バリスターの教育制度 ・ 英国の裁判所とADRの関係についての討論会		

平成26年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ロンドン大学(LSE))

東京地方裁判所 判事補 國 原 徳 太 郎

報告書簡(第13回)

平成26年11月1日～同月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 学習状況

引き続き4つの授業、及び少人数規模で議論するクラスに出席し、研究を進めた。主な点は以下のとおりである。

1 国際紛争解決と裁判所(International Dispute Resolution: Courts and Tribunals)

今月は、国際刑事裁判所(International Criminal Court)、欧州人権裁判所(European Court of Justice)、常設仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration)について、特に問題となっている争点(補完性の原則、管轄の制限と拡張)について検討した。また、それぞれのテーマごとに、実務家を招き、話題の争点を巡って模擬裁判を実施した。国際司法機関での弁論の仕方や法律解釈について検討する機会を得たほか、学者と実務家のフィードバックを受ける貴重な機会でもあり、非常に有益であった。

特に欧州人権裁判所の管轄及び欧州人権法の適用対象については、今英国で大きな議論となっている。近年、適用対象が拡張しており、イラクやアフガニスタンで活動する英国軍の活動について、英国最高裁判所が適用を否定

したにもかかわらず、その上訴審としての欧州人権裁判所がこれを覆し、管轄及び適用を認めて人権侵害による損害賠償請求を認める判決を出すなど、英国最高裁判所の判断が覆されるケースが増えてきている。また、在監者の投票権を巡る欧州人権裁判所の判決なども、英国国内の立法政策に影響を与えているとの印象をもっているようである。そのため、現在、保守党は、来年の選挙の公約において、欧州人権裁判所の影響力を弱めて単なる助言機関とする政策を提案しており、欧州人権裁判所を巡る動向が目を見せない状況となっている。欧州人権裁判所はこれまで国際司法機関の成功例とみられており、その影響力も欧州内に留まらないものであるが、仮に上記の公約が実現した場合、欧州人権裁判所に与える影響は見逃すことができないものであり、引き続き注視する必要があると思われる。

2 紛争解決の法と理論 (Law and Theory of Dispute Resolution)

直接の交渉と調停、仲裁、裁判手続の優劣をそれぞれ比較した上で、実例を元に学生同士で経験をし、さらにそのフィードバックをするなど、理論と実践が架橋されており、非常に興味深かった。

第2 法曹のレセプション

11月14日、英国のソリシター（事務弁護士）の紹介により、海洋法を専門とするソリシターやバリスター（法廷弁護士）等が集うレセプションに出席した。その際、海洋法に係る事件のみならず、幅広く弁護士実務の話を伺うことができた。

例えば、法律扶助と刑事弁護の近況について以下のような話を伺った。従前は刑事弁護ばかりを取り扱う弁護士も相当数存在していたところ、刑事弁護に対する法律扶助の削減により、刑事弁護の収支が悪化し、刑事弁護を担当する弁護士が減ったという印象があり、現に話をしてくれたソリシターも、これを契機に専門分野を刑事弁護から海洋法に変更したとのことであり、法律扶助の削減に対する懸念を示していた。

第3 司法アクセスに関するパネルディスカッション

11月19日、法曹院である 그레이ズ・インにおいて、「法律扶助の削減と司法アクセス」という題目のパネルディスカッションが開催され、これに出席した。パネリストはソリシターとバリスターであった。

刑事事件や移民事件を中心としつつ、法律扶助の削減により司法アクセスが阻害されることについて、実例や映像などを交えて紹介された（なお、法律扶助の制度自体は司法アクセスに関する権利（欧州連合基本権憲章47条）を保障するものと位置付けられている。）。

第4 英国首席裁判官による講演会

11月25日、ロンドン大学（LSE）において、Lord Chief Justice（英国首席裁判官。イングランド及びウェールズの裁判所及び司法部の長）のトーマス卿による講演会が開催され、これに出席した。

学生時代の話の後、裁判官として経験を積み重ねて首席裁判官に至るまでの問題意識の持ち方を語っていたほか、また、近年の司法制度改革についても見解を述べており、非常に参考になった。

第5 バリスターの教育制度

11月26日、ロンドン大学（LSE）において、バリスターの教育制度等に関する説明会が開催され、これに出席した。説明者はリンカーンイン（法曹院）の教育次長及びバリスターであった。

具体的には、法曹院での教育制度やバリスターの生活状況について説明があった。法曹院が特に重視しているのは、年長者のバリスターと若手のバリスターの交流であり、法曹院でのイベントやレセプションを定期的に行うことにより、経験豊富なバリスターの貴重な経験談が若手のバリスターに伝わるよう配慮しているのが印象的であった。

第6 英国の裁判所とADRの関係についての討論会

11月28日、教授の紹介により、企業法研究センターで開催された「英国

の裁判所とADRの関係」についての討論会に加わった。

以前ロンドン大学（UCL）でも類似のテーマの授業を受けたことがあったが、その後の1年間でも判例の発展があり、それを踏まえた上で議論に参加することができ、貴重な経験であった。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第14回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
國 原 徳 太 郎	東京地方裁判所 判事補	英国 ロンドン大学（LSE）
提 出 書 面		
平成27年1月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月1日～同月31日）		
平成26年12月1日～同月31日まで ロンドン大学（LSE）法律学修士課程		
キーワード欄		
・ 学習状況 ・ 欧州人権裁判所訪問 ・ 家事関係制度の研究 ・ 法曹実務家との交流等		

平成27年1月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ロンドン大学 (LSE))

東京地方裁判所 判事補 國 原 徳 太 郎

報告書簡 (第14回)

平成26年12月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 学習状況

引き続き4つの授業、及び少人数規模で議論するクラスに出席し、研究を進めた。また、各授業において論文の提出が求められ、非常に多忙な月となった。主な点をピックアップすると以下のとおりである。

- ・ 紛争解決の法と理論 (Law and Theory of Dispute Resolution)

今月は、授業の締めくくりとしてグループ交渉を実施した。

概要としては、2つのグループ同士で交渉をし、お互いの利益を最大限に達成するというものであった。その際、単に生徒を2つのグループ (各4名) に分けただけでなく、さらにグループ内で異なる立場を各人に割り当てることにより、相手方グループのみならずグループ内の各メンバーの利害も対立するという構造となっており、利害関係が非常に複雑化するケースが設定された。

そのため、まずグループ内での交渉において、自己の利益がどのような理由で他のメンバーにとって利益になるかを説得し、全体のコンセンサスを得た上で、さらに相手グループと交渉するというプロセスを経ることとなった。

各メンバーともすべて異なる出身国で構成されたため、あらゆる場面でコンセンサスを得るのに非常に苦労した。しかしながら、授業で学んだ交渉の理論（自己の利益を全面に押し出す積極的なネゴシエーターや妥協を繰り返す消極的なネゴシエーターとなるのを避け、コミュニケーションを図ることにより相互の利益解決を目指す問題解決型のネゴシエーターを志向する等）を活かすことができ、非常に有意義であった。

第2 欧州人権裁判所訪問

12月10日、他の日本人裁判官とともに、ストラスブールの欧州人権裁判所を訪問し、当裁判所の大法廷の期日（Al-Dulimi v Switzerland）を傍聴したほか、同裁判所執行課長から執行実務について話を伺う機会があった。

傍聴した事件の概要については、イラクの高官であった原告が、被告であるスイスが欧州人権条約6条1項（司法アクセス権）に適合する手続を経ることなく原告の資産を凍結したとして、被告に対し、同項違反を理由として損害の賠償を求めるというものであった。この手続には、フランス及びイギリスが訴訟参加人として参加していた。主要な争点は、①人的管轄の範囲（上記凍結措置が安保理の決議による義務に基づくものであるところ、国連憲章上、当該義務は欧州人権条約を含むすべての国際的合意に基づく義務に優位することから、当該措置は欧州人権条約の管轄の対象外といえるか）、②欧州人権条約6条1項違反の有無（凍結手続に対する異議の申立ての機会を付与しなかったことが、同項の定める司法アクセス権を侵害したといえるか）というものであった。小法廷が①の管轄を認め、②同項違反を認定したところ、被告が大法廷への事件の付託を求め、これが受理された。

傍聴した大法廷の手続は、まず、各当事者が、欧州人権裁判所や欧州裁判所の先例などを引用しつつ、口頭で意見を述べ、その後各裁判官から質問を受け、検討の時間を経た後、質問に回答するという形で進行した。

この争点は、前回の報告書間記載のとおり、現在履修中の授業（Internatio

nal Dispute Resolution: Courts and Tribunals) で学習した内容と深く関連するものであった。すなわち、近年、英国に対しても、イラク戦争やアフガニスタン紛争を契機とする欧州人権条約違反に基づく訴訟が提起されており、その手続において、英国による管轄外の主張（欧州外での人権侵害は欧州人権裁判所の管轄に属さない、安保理決議に基づく制裁措置は同裁判所の人的管轄に属さない安保理が主体となったものである等）が採用されないケースが見られ、その結果、英国においても管轄に関する議論が活発化しているところ、本件は、この管轄に係る議論と密接に関連するものであり、研究成果を深める上でも非常に有益な傍聴となった。

また、傍聴の後、XXXXXXXXXX から、欧州人権裁判所における判決執行手続の概要について話を伺った。また、同課は、判決の履行状況を監視する業務を担当しているところ、国内裁判所と異なり強制執行機関を有しない欧州人権裁判所においては、判決の履行確保のために様々な方法（閣僚委員会による人権裁判所に対する判決遵守義務懈怠の判断の申立て、年1回の各国代表者を招集した会議での報告など）を講じる必要があることなどについても話を伺った。

近年、欧州人権裁判所の申立件数が激増しており（2013年で6万5900件）、これに比例して判決の執行の必要性も増加していると推測されたことから、判決の急増に伴う執行上の工夫について当方から質問したところ、それぞれ先例性の高い判決を選んで執行を促すなどの方法により、効率的に監督できるよう配慮しているとのことであった。

欧州人権裁判所の判決の執行は、英国でも問題となることがあり（在監者の投票権に係る立法措置等）、近年の英国における欧州人権裁判所に対する態度と併せて、非常に興味深いテーマであった。

第3 家事関係制度の研究

授業で家事調停の理論と実務について取り扱う機会があったことから、上記

の授業等における研究に加え、自主学習として日本と英国の比較家族法を研究し、また家庭裁判所の制度の比較研究をした。

第4 法曹実務家との交流等

例えば、12月16日、英国で法律実務に携わるソリシターや法律実務家を中心とした法務セミナーに出席し、日本と英国の紛争解決制度の相違点についてプレゼンテーションをするとともに、実務について話を伺う機会があった。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第15回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（LSE）
提 出 書 面 平成27年2月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～同月31日） 平成27年1月1日～同月31日まで ロンドン大学（LSE）法律学修士課程		
キーワード欄 ・ 学習状況 ・ 裁判傍聴 ・ 最高裁判所長官の講演		

平成27年2月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ロンドン大学 (LSE))

東京地方裁判所 判事補 國 原 徳 太 郎

報告書簡 (第15回)

平成27年1月1日～同月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 学習状況

年が明けて第2学期に入り、新たに3つのセミナーを履修することとなった。
主要な点は以下のとおりである。

1 国際金融の法と実務 (The Law and Practice of International Finance)

このセミナーは、複雑な国際金融の分野における裁判例を分析し、国際金融における裁判所の役割等を検討するものである。

国際金融の分野においては、英国法が準拠法とされる関係上、英国に持ち込まれる紛争件数も相当数に上っている。事件の内容としては、複雑な金融商品を対象とするもの、国際金融における契約書ひな形の条項の解釈を争点とするもの、リーマンショックによる金融危機における倒産法と私法秩序の交錯を取り扱うものなどがあり、関連分野に示唆を与えるものも少なくない。

例えば、リーマンショックにおける裁判所の役割についてのセミナーでは、スワップ契約と倒産法の関係が争点となった事案において、英国と米国で内容が相反する判決が出され、これを踏まえて裁判所の意義を議論した。授業においては、複雑な国際金融に係る紛争においては裁判外紛争解決制度を利用すべきであるとの意見もあったほか、訴訟による紛争解決を選択することにより、

法の発展機能及び契約書ひな形の解釈が明確となって市場の予測可能性や透明性が高まるとして、裁判所における紛争解決の有用性があるとの意見も出されていた。

私の経験や研究目的とも関連性が高く、有益な示唆を受けている。

2 金融犯罪 (Financial Crime)

このセミナーは、英国や米国の金融を巡る刑事事件を題材として、金融を巡る刑事法を研究するものである。

例えば、インサイダー取引規制については、そもそも規制すべきではないとの考え方も紹介され、構成要件該当性の線引きをどうすべきかについて検討するなどした。

英国の刑事法と金融を同時に履修することができる授業であり、大変興味深いと考えている。

3 刑事犯罪における精神衛生法 (Mental Health Law in Criminal Context)

このセミナーは、精神障害者と刑事犯罪、精神障害者と刑事裁判手続の関係について、実証的データを元に検討をするものである。

テーマの一つとして、ファミリー・ドラッグ・アルコール・コート (Family Drug and Alcohol Court) を取り扱った。これは、問題解決型の治療的手法を提供するものであり、親の生活習慣を変えることによって、子供に生じる影響を改善することを目的としている。米国を起源とする制度であり、英国では、2008年から試験的に導入され、複数の自治体で実施され始めた段階である。

また、刑事裁判における責任能力の判断方法の違いについても触れる機会があった。具体的には、ノルウェー連続テロ事件（政府庁舎を爆破し、その直後に島で政治集会参加者に対して銃を乱射し、合計77人を殺害した事件）の被告人であったブレイビクを取り扱った。その際、英国では、精神的疾患を踏まえた上で、犯罪当時の事理弁識能力や行動制御能力を問題とするのに対し、ノルウェーでは、精神的疾患の有無のみが争点とされるようであり、責任能力の

判断の枠組みの相違を知ることができて興味深かった。

第2 裁判傍聴

1月8日、王立裁判所 (Royal Court of Justice) の期日を傍聴した。今回は、双方代理人の許可を得て、普段は公開されていない訴訟費用に係る手続を傍聴した。

この手続は、本案の判断後、訴訟費用の負担額について、裁判所と双方代理人が協議をするものであり、特に専門家費用について、その必要性や額の多寡を議論していた。裁判官は、相当程度踏み込んで必要性の欠如を指摘するなどし、丁寧に議論しつつも迅速に判断していた。

事件後、双方代理人に話を伺うと、金額が大きいため必要な手続であるが、興味深い内容ではない上、頻度も多く、できれば避けたいと感じる旨を述べており、訴訟費用の定型化の意義を実感する機会ともなった。

第3 最高裁判所長官の講演

知人の研究者の紹介により、1月29日、リンカーン法曹院において開催された、最高裁判所長官・ニューバーガー卿の講演に出席した（司会は控訴院の[REDACTED]）。題目は、「司法的意思決定の評価」であった。

講演においては、裁判官の意思決定の核心、学者と対比した上での裁判官の役割、英国における裁判所の意思決定手法の歴史的発展、裁判所と立法府、行政府との関係などについて話があった。例えば、裁判官の判断は、正確な判断 (Right) と正義公正な判断 (Fairness, Justice) との緊張関係の上に成り立つことがあり、その際、まず、自分はどのような方法で考えるか、次に自分はどのように考えるべきか、そして他者であるならばどのように考えるかを自問して、結論にたどり着くものであるとの話をされていた。

ニューバーガー卿の長年の経験に基づく話で、非常に有意義な時間を過ごすことができた。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第16回）

氏 名 國 原 徳 太 郎	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ロンドン大学（LSE）
提 出 書 面 平成27年3月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月1日～同月28日） 平成27年2月1日～同月28日まで ロンドン大学（LSE）法律学修士課程		
キーワード欄 ・ 学習状況 ・ 法律事務所訪問 ・ 最高裁判所長官の講演 ・ カナダ州最高裁判所判事のセミナー		

平成27年3月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(英国・ロンドン大学(LSE))

東京地方裁判所 判事補 國 原 徳 太 郎

報告書簡(第16回)

平成27年2月1日～同月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 学習状況

今月も引き続き3つの授業に出席し、教授や学生と議論を重ねた。

1 国際金融の法と実務(The Law and Practice of International Finance)

今回は、シンジケートローンのアレンジャーや参加金融機関の責任、金融市場の流動性と法的制度などがテーマとなった。

例えば、前者については、日本を含む大陸法諸国では、信義則に基づく説明義務違反が問題になるテーマであるところ、信義則の制度が存在しない英国においては、個々の具体的な制度から責任を検討するというアプローチを採用しており、その結果、明確性が高く、市場参加者の予測可能性が高まることから、金融市場の中心地としての地位を維持しているとされている。

特に専門家同士が当事者となる訴訟においては、英国のアプローチは参考となるものであり、引き続き研究を重ねたいと考えている。

2 金融犯罪(Financial Crime)

今回は、金融市場犯罪やマネーロンダリング、没収制度の各国比較などがテーマとなった。

3 刑事犯罪における精神衛生法(Mental Health Law in Criminal Context)

今回は、精神障害者と人権、罪状認否の適格性、刑事罰から医療措置への転換プロセスなどがテーマとなった。

英国では、2009年のBradley Reportにおいて、刑務所が精神障害を持つ受刑者に不適切な環境であることから、刑務所から精神病院への移送措置を促進しつつ、刑事司法に対する信頼を維持するための方策について検討・報告がされた。そして、犯罪発生前の段階での早期発見、犯罪の捜査段階での移送措置、起訴後の裁判手続における専門家の意見へのアクセスの容易化など、多くの場面で精神障害を発見する機会を設けるなどの提案がされた。授業では、この提案を元に、精神障害者の治療及びそれによる利益と、社会の安全保護のバランスをどのように取るべきかなどについて議論がされた。

英国では、政策決定において、詳細な実験データを元にした議論がされており、議論を深めやすい環境であると感じた。

第2 法律事務所訪問

2月4日、リンクレーターズ法律事務所を訪問して、所属の弁護士と話をする機会があり、英国の司法研修制度の実情などについて話を伺った。

第3 最高裁判所長官の講演

学校の紹介により、2月11日、イーストロンドン大学で開催された、最高裁判所長官・ニューバーガー卿の講演に出席した。題目は、「英国における法と4つの「E」－教育 (Education) , 民族性 (Ethnicity) , EU及び欧州人権法 (European Convention on Human Rights) 」であった。要点は以下のとおりである。

1 21世紀の英国法曹会におけるマイノリティー出身者の教育

現在、英国の司法では、ジェンダーや民族に関する多様性が求められている。というのも、多様性が増大した英国社会においては、マイノリティーも社会の一員としての地位を有しており、司法制度に対する信頼を維持するためには、法曹界の人員においてもこの多様性を反映する必要があるからであ

る。

しかし、法曹界の一員となるには優秀な成績を取める必要があるところ、従来、教育機会の豊富なプライベートスクールにその優位性があり、そのスクールの出身者は一部の特権層により構成されていたことから、司法における多様性が阻害されてきた。これまで改善を続けてきたが、今後も、この点を改善し、多様性を反映した制度となるように努力する必要があると考えている。

2 EU、欧州人権法の構成員となることによる負担と利益

従来、英国では、議会の優位性が存在することから、米国と異なり、裁判所が法律の有効性を審査する権限を与える規定が存在しなかった。しかしながら、1999年に欧州人権法の適用を受け入れる法律が制定されたことにより、裁判所は同法を適用する義務を負うとともに、議会制定法の有効性を審査することができるようになった（この点については、同法律を制定したのが議会であることから、議会の優位性に反しないとされている。）。

その結果、人権を保護する各種規定が制定されるとともに、具体的救済を求める権利も付与されるようになった。また、審理に当たっては欧州人権裁判所の判決を参照する必要があるが、当初からその備えをしていたものの、今では英国の裁判所は、自らの手で人権法を発展させる自信をつけている。

3 法律教育

法律の原理原則を学ぶことも大事であるが、法律の教育において大事なことは、当事者に対する接し方である。家族法や倒産法、巨額の訴訟においてさえ、当事者は怒り、混乱、恐怖や涙を抱えて裁判所に来るものである。法曹教育の核心は、当事者の言うことを理解し、耳を傾け、的確に説明する方法を学ぶことにある。

この講演により、英国司法制度が直面する課題について分かりやすく話を伺うことができ、非常に有益であった。また、法律学習の姿勢について大切な話

を頂くことができ、今後、法律を学ぶ学生や修習生にも共有していきたいと考えている。

第4 州最高裁判所判事（カナダ）のセミナー

2月26日、高等法学研究所（Institute of Advanced Legal Studies）において開催された、カナダのノヴァスコシア州最高裁判所の [REDACTED] のセミナーに出席した。題目は、「裁判官の研修—カナダのモデル」であった。セミナーの後、判事と直に話す機会があり、様々な質問に回答をして頂いた。

カナダでは、NGO組織であるNational Judicial Institutionを設立して、カナダ全土に対する裁判官への研修を実施している。同組織は教室となる施設を保有していないため、ホテルや大学を借りる必要があるものの、そのことを利用して、夏や冬に開催する場合は気候の快適な場所を選ぶなど、参加者の意欲を掻き立てるよう工夫しているとのことであった。また、100名から200名規模の参加があるプログラムも存在し、その場合、複数の会場において同時並行で異なるテーマのセミナーを開催し、参加者が興味に応じて自由に選択できるようにしていた。

研修の特徴は、①知識（実体法及びその適用）、②技術（裁判官としての役割を果たすための技術）、③社会的文脈（移民や人種、文化など多様な社会での判断）及び④倫理（ストレスマネジメント、健康維持）であり、研修期間は3、4日から6日程度である。各研修とも双方向の対話形式を採用しており、各テーブルに少人数のグループを配置して議論させ、適宜フィードバックをしてもらうこととしている。

プログラムの具体的内容は、次のとおりである。

- ① 聞き方・話し方（法廷の訴訟指揮や法廷でのコミュニケーションの取り方、和解の促進方法など）
- ② 考え方（法の解釈と適用、社会的文脈の捉え方、司法裁量の行使の仕方）

③ 司法的意思決定（結論への辿り着き方、救済方法の選択）

④ 書き方（判決起案の方法、証拠ノートの取り方）

研修の主眼は多岐にわたり、アドバイスを提供すること、多様な関心を持つこと、交流を図ることなどである。また、大人への教育の特徴として、指導をするというよりも、選択肢を提供するという点を大事にしているとのことであった。

カナダの研修制度では、知識や新しい争点などの裁判所特有のテーマを提供するのに加えて、当事者とのコミュニケーションなどの技術的側面や、心身の健康管理など民間の研修制度で見られるものも取り入れていた。様々な工夫が凝らされており、非常に興味深かった。前提が異なるものの、日本でも応用可能な側面もあり、参考になった。

以上